

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町規則第8号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正
する規則

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年設楽町規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4に次のように加える。

部活動統括コーディネータ	月額325,500円以内
一	時間額2,000円以内

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年設楽町規則第14号）新旧対照表

改正後		改正前	
別表第4（第14条関係）		別表第4（第14条関係）	
職種	報酬の額	職種	報酬の額
医師	月額1,230,000円以内	医師	月額1,230,000円以内
地域おこし協力隊	月額210,000円以内	地域おこし協力隊	月額210,000円以内
ダム振興専門官	月額385,600円以内	ダム振興専門官	月額385,600円以内
学校給食調理員	月額190,000円以内	学校給食調理員	月額190,000円以内
教育業務支援員	月額325,500円以内 時間額2,000円以内	教育業務支援員	月額325,500円以内 時間額2,000円以内
部活動統括コーディネーター	月額325,500円以内 時間額2,000円以内		